

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宍粟市長・宍粟市議会議長・宍粟市選挙管理委員会・宍粟市代表監査委員・宍粟市公平委員会・宍粟固定資産評価委員会・宍粟市農業委員会・宍粟市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.8%
全職員	83.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.8%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	94.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.7%
31～35年	95.4%
26～30年	93.5%
21～25年	99.6%
16～20年	98.9%
11～15年	103.5%
6～10年	98.6%
1～5年	107.6%

【説明欄】

職員数について

週20時間未満勤務の日額・時間給で報酬を定める会計年度任用職員、育児休業・休職等職員については、給与の変動が大きいため算定に含めていない。

医師については、給与の変動への影響が大きいため算定に含めていない。

任期の定めのない常勤職員について

男性の方が扶養手当の申請が多いことや、時間外勤務が多い傾向にあることから、結果として男性職員の給与が高くなっている。

任期の定めのない常勤職員以外の職員について

1～5年目、11～15年目については、市役所庁舎職員よりも総合病院における女性看護師が多く、初任給が高いことや特殊勤務手当・夜間勤務手当があることから女性職員の給与が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

～総合病院を除く宍粟市役所における職員の給与の男女の差異の情報公表～

1. 総合病院を除く宍粟市役所における全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.1%
全職員	77.9%

2. 総合病院を除く宍粟市役所における「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.9%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	96.0%
本庁係長相当職	93.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.1%
31～35年	95.3%
26～30年	89.7%
21～25年	99.8%
16～20年	91.8%
11～15年	98.2%
6～10年	93.7%
1～5年	103.2%

【説明欄】

職員数について

週20時間未満勤務の日額・時間給で報酬を定める会計年度任用職員、育児休業・休職等職員については、給与の変動が大きいとため算定に含めていない。

診療所医師については、給与の変動への影響が大きいとため算定に含めていない。

任期の定めのない常勤職員について

給料のみで比較すると男性に対する女性の割合は96.3%となっており、男性の方が扶養手当の申請が多いことや時間外勤務が多いことなどの理由から、結果として男性職員の給与が高くなっている。

勤続年数別のうち36年以上の区分では男性に定年延長職員がいるため、上記の理由を加味しても給与費は同等となっている。

任期の定めのない常勤職員以外の職員について

給料のみで比較すると男性に対する女性の割合は106.2%となっており、時間外勤務手当は男性の方が多くなっているものの、結果として、女性職員の給与が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

～総合病院における職員の給与の男女の差異の情報公表～

1. 総合病院における全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.6%
全職員	94.4%

2. 総合病院における「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	101.9%
本庁係長相当職	97.9%

※本庁部局長・次長相当職部分は対象者が1人のため非表示としている。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.5%
31～35年	101.0%
26～30年	99.6%
21～25年	98.8%
16～20年	102.9%
11～15年	103.4%
6～10年	89.9%
1～5年	103.7%

【説明欄】

職員数について

週20時間未満勤務の日額・時間給で報酬を定める会計年度任用職員、育児休業・休職等職員については、給与の変動が大きいため算定に含めていない。

医師については、給与の変動への影響が大きいため算定に含めていない。

任期の定めのない常勤職員について

給料のみで比較すると男性に対する女性の割合は97.3%となっており、男性の方が扶養手当の申請が多いことなどの理由から、結果として男性職員の給与が高くなっている。

任期の定めのない常勤職員以外の職員について

給料のみで比較すると男性に対する女性の割合は111.5%となっており、また、時間外勤務手当は男性の方が多くなっているものの、病棟勤務に伴う特殊勤務手当は女性が多くなっており、結果として、女性職員の給与が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。